

## 学術研究助成選考規程

### (資 格)

第1条 医学の発展・向上に寄与する研究を行っている日本国内在住で、申請締切時において満45歳未満の女性医師を対象として授与する。

### (対象人数)

第2条 3名以内とする。

### (表彰・助成金)

第3条 助成金は1名30万円までとする。

2. 表彰は、定時総会の席上において会長が行う。

### (選考委員・選考委員会)

第4条 選考委員会は、7名（会長、副会長、学術部担当理事、外部選考委員）の委員をもって構成し理事会で決定する。その任期は日本女医会役員任期と同じとする。委員長は会長とする。

2. 選考委員会は、候補者について書類選考し、別に定める審査基準に基づき、受賞者を決定する。

3. 選考過程で、さらに外部アドバイザーを選定し、意見を得ることができる。

4. 候補者の親族及び推薦者は選考委員になれない。なお、選考委員に欠員が生じたときは理事会の互選により選出する。但し外部選考委員に欠員が生じた時は新たに外部選考委員を理事会で委嘱する。

5. 外部選考委員の詳細については外部選考委員規程に定める。

### (応 募)

第5条 助成を受けようとする者は、所定の申込書を期限内に提出する。

2. 同一人が重ねて申請をする場合は5年以上の間隔をおくこと。

### (規程の改廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、日本女医会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

(平成26年6月19日改訂)

(平成29年2月18日改訂)

(令和4年7月16日改訂)

(令和4年11月19日改訂)

## 日本女医会学術研究助成 細則

- 1) 申請研究内容は未発表のものに限る
- 2) 同一研究課題により他機関の助成を申請している、または助成を受けている場合は申請を認めない
- 3) 助成を受けた後に 1) 2) に抵触することが判明した場合には、助成金の返還を求めることがある
- 4) 助成金は日本女医会総会の席上で授与するが、被授与者または代理人が必ず出席する
- 5) 被授与者は助成金授与から 2 年後の決められた期日までに、日本女医会誌「学術研究助成受賞者の軌跡」掲載用の研究経過報告書および収支報告書を提出する
- 6) 被授与者は本助成金授与後 3 年以内に本助成金を受けた研究であることを明記した論文の PDF を提出する

(令和 5 年 11 月 18 日改正)